

第3次群馬県食育推進計画の計画期間の変更について

1 計画の変更点

変更点	変更前	変更後
第1章 第3節 計画の期間	平成28年度から平成31年度 の4か年	平成28年度から令和2年度 の5か年

※数値目標の「目標年度(平成31年度)」は「目標年度(令和2年度)」とする。

2 計画期間変更の背景等

○食育基本法において、県の計画は食育推進基本計画を基本として、作成するよう努めなければならないとされている。

○現在、第3次群馬県食育推進計画(以下、「3次計画」という)の計画期間は令和元年度までとなっており、第3次食育基本計画の計画期間は令和2年度までとなっている。

○第4次群馬県食育推進計画の策定にあたっては、第4次食育基本計画の策定の動向を踏まえる必要があることから、3次計画の計画期間を1年延長する。